

四	三	二	一	〇
發行方法	用振替等の適法	の法律項及び根拠	發行の法號及び記述	平成条件等を次年とおり八月八日より告示

務後格競債定特あ争争う札価振の以律社第年別十財五利
 大に競争市め別つ入入。へ格替適下へ債一法会四政回付
 臣行争入場る参て札札に以を機用一平、項律計号法。國庫債券
 がわ入札特も加、と発下競闘を振替株式及び二関第昭和二十
 各れ札発別の者財同行「争は受替法」等の第六十三條第
 国るの行参にご務時「価に日け法」の六十二條第十二
 債入募「加よと大にと行格付本銀も」とい。法律第一
 市札入と者るに臣行い(競争して行のう)に第十四条並
 場でのい・発応がわう(以下「各行各れ」)とし。法律第一
 特あ決う第行募各れ。下入行とと。に第十七条第一項
 別つ定。I(限國る、「札わす」)とし。関する。四十
 参てを及非下度債入価「れ」の規則。条九特三十
 加、しひ価額市札格格とる。その規定。法
 者財た価格国を場で競競い入の定。

六

イ

發

入価 札格 行札格 第参市 及入価
行競 発競 II 加場 び札格 第参市
行争額 行争非者 特国 発競 I 加場

五

口 イ

方募

入価法 札格 決定
札格 發競 行争の

金し二億つ定す億つ定う額
額た条九いにる七いにち面
で利第千て基法千て基、金
四付一三はづ律五はづ財額
千国項百、き第十、き政で
五債の五額発四万額発法六
百に規万面行十円面行第千
八つ定円金し六、金し四五
十いに、額た条特額た条百
五て基同で利第別で利第
億はづ法七付一会千付一円
三、き第百国項計二国項
千額発六十債のに百債の
六面行十二に規関一に規

込募各当も各
み限國ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を囲別応ち
割内參募応
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
.各の割高
申応りい
發別にご
行參よと
「加るに
と者發應
い・行募
う第へ限
。II以度
非下額
価一を
格國定
競債め
争市る
入場も
札特の

九八

七

ハ

ロイ

ハ

ロ

振額最

払

替 額 単 位 金	低行争非者特国行争非者特国入価込 入価・別債入価・別債札格金 札格第参市札格第参市発競金 発競II加場発競I加場行争額	行争非者特国行争非者特国 入価・別債入価・別債札格金 札格第参市札格第参市 発競II加場発競I加場
-----------------------	--	--

額の振 の記替 整載法 数又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円 六 億 九 千 九 百 二 十 二 万 円	三 百 十 六 億 九 千 九 百 六 七 百 十 四	五千六 四万千 百円三 六百 十七 三十八 二億 九千 六千 六百 七百 十六 四十	万 円 百 十 二 国 項 計 十 債 の 三 に 億 つ 定 す 円 い に る て 基 法 、 づ 律 額 き 第 面 發 四 金 行 十 額 し 六	条特 利第別 付一會 国項計 債の万 に規圓 つ定す いにる 基法 、づ律 き第 面發四 金行十 額し六	百 四利第 付一會 国項計 債の万 に規圓 定す いにる 基法 、づ律 き第 面發四 金行十 額し六
--	--	--	--	---	---	---

十四

初
期
利
子

規下は払し払平
定、期た期成
す次そが金と二
る号の銀額し十
期及翌行を、九
日び営休支次年
に第業業払の十
つ十日日う算二
い六にに。式月
て号支当たに二
同に払ただよ十
じおうるしり日
.いへと、算を
て以き支出支

額面金額× $\frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$
額面金額の総額× $\frac{0.8}{100} \times \frac{20}{365}$

十二

の経利入価・別債行争非者特国入価發
払過札格第参市及入価・別債札格行行
込利發競Ⅱ加場び札格第参市發競価
み子率行争非者特国發競Ⅰ加場行争格日

口イ一
発

る定り払募年
。す算込入〇
る出金決・
期し額定八
日たにのパ
に金加通ト
払額え知セ
いを、をン
込第次受ト
む二のけ
も十算た
の号式者
とにには
す規よ、

四額錢額平す
錢面以面成る
金上金二十。
額の額十九
百そ百九年七
円れ円年七月
にぞにつれつき
九応九月十日
十募十
八価八
円格円
十五

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 る い 日 毎
成 務 本 面 成 利 て を 年
二 大 銀 金 五 子 、 支 六
十 臣 行 額 十 を そ 払 月
九 か 百 九 支 の 期 二
年 ら 円 年 払 日 と 十
七 通 に 六 う 以 し 日
月 知 つ 月 。 前 、 及
十 を き 二 六 各 び
日 受 百 十 月 支 十
け た 円 日 間 払 二
た 者 に 期 月
に 属 に 二
す お 十